

## もっと牟岐応援宿泊助成事業 実施要領

### 1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で低迷している宿泊事業者を支援するため、宿泊費用の一部を助成することで、誘客を促進し、地域振興と経済の活性化を図ることを目的とする。

### 2. 宿泊事業加盟店の登録

登録を希望する事業者は、下記の要件をすべて満たすものとする。また、登録料等は無料とする。

- (1) 加盟店の登録を受けようとする者は、加盟店登録申請書に必要事項を記入して牟岐町商工会へ提出する。
- (2) 町内で事業を営む法人又は個人。
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する店舗等の営業を行っていない。
- (4) 政治又は宗教活動等を目的とする事業を行っていない。
- (5) 公序良俗に反する事業を行うものでない。
- (6) 牟岐町暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員等の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でない。
- (7) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿って、新型コロナウイルス感染症対策が十分に講じられているもの。
- (8) 町の広報媒体やホームページ等への掲載に同意する。

#### \* 宿泊事業加盟店の応募期間

令和3年10月1日から令和3年10月29日までに牟岐町商工会までに加盟店登録申請書を提出するものとする。それ以降は、随時募集する。

\* 期間中、毎週月曜日に前日までに宿泊した人数及び期間中の宿泊予約人数を牟岐町商工会まで連絡し、宿泊対象者が上限1,200人に達した日（予約を含む）の時点で終了とする。

### 3. 事業内容

#### (1) 宿泊対象者

宿泊対象者は、実施期間内に新規予約を行いかつ宿泊し、現地払いで決済する者。

ただし、GOTOトラベルやみんなであそびしま応援割など他の補助制度との併用は認めない。

#### (2) 実施期間

令和3年11月1日宿泊から令和4年1月31日宿泊までとする。

#### (3) 補助率及び補助金額

補助率は、10/10とする。ただし、補助金の上限は、5,000円とし、宿泊料金が5,000円未満の場合は、宿泊料金を上限とする。

連泊について、同一人物による連続する3泊目は補助の対象としない。

(4) 宿泊料金の収受

宿泊者から補助金額を引いた金額を収受し、宿泊者に利用証明書を記入してもらう。  
宿泊料金は現地払いのみとし、宿泊料金は消費税及び地方消費税、入湯税を含む。

(5) 補助金の請求

令和3年11月9日から令和4年2月7日(予定)までを請求期間とし、毎週火曜日に牟岐町商工会で受付する。

所定の宿泊助成請求(領収)書に必要事項を記入し、宿泊者が自署した利用証明書と両方あわせて牟岐町商工会へ持参する。

補助金の支払いは、受付時に牟岐町商工会から小切手を発行する。

4. 事業PR

牟岐応援宿泊助成事業について、牟岐町ホームページでもPRするが、各宿泊施設のHPやSNSでも可能な限り、PRを行い、関係機関と連携して、利用促進に努める。

PRする際は、キャンペーン名「もっと牟岐町応援キャンペーン」として、統一する。

\*割引後の宿泊料金等を表示する場合は、宿泊者が割引前の宿泊料金と誤解のないように配慮する。

5. 不正受給の防止

虚偽の申請やGOTOトラベル事業の給付金との二重受給などにより、不正が発覚した場合は、加盟店の登録を取り消すとともに、不正に利用した金額を返還していただく。

また、宿泊者または利用者においても同様とする。

6. もっと牟岐応援宿泊助成事業の中止及び再開

徳島県が緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域への指定又は、とくしまアラートが「特定警戒(ステージⅢ)」以上へ引き上げられた場合は、下記のとおり取り扱うものとする。

(1) とくしまアラート等が引き上げられた日の翌日から新規受付は中止とする。

(2) とくしまアラート等が引き上げられた日の翌日から起算して7日目までは宿泊助成の対象とする。またアラート等の引き上げによりキャンセルが発生した場合は、発生したキャンセル料を助成する。すでに予約されていても8日目以降については、宿泊助成及びキャンセル料の対象としない。

(3) とくしまアラート等が引き下げられた日の翌日から新規受付及び宿泊助成を再開する。

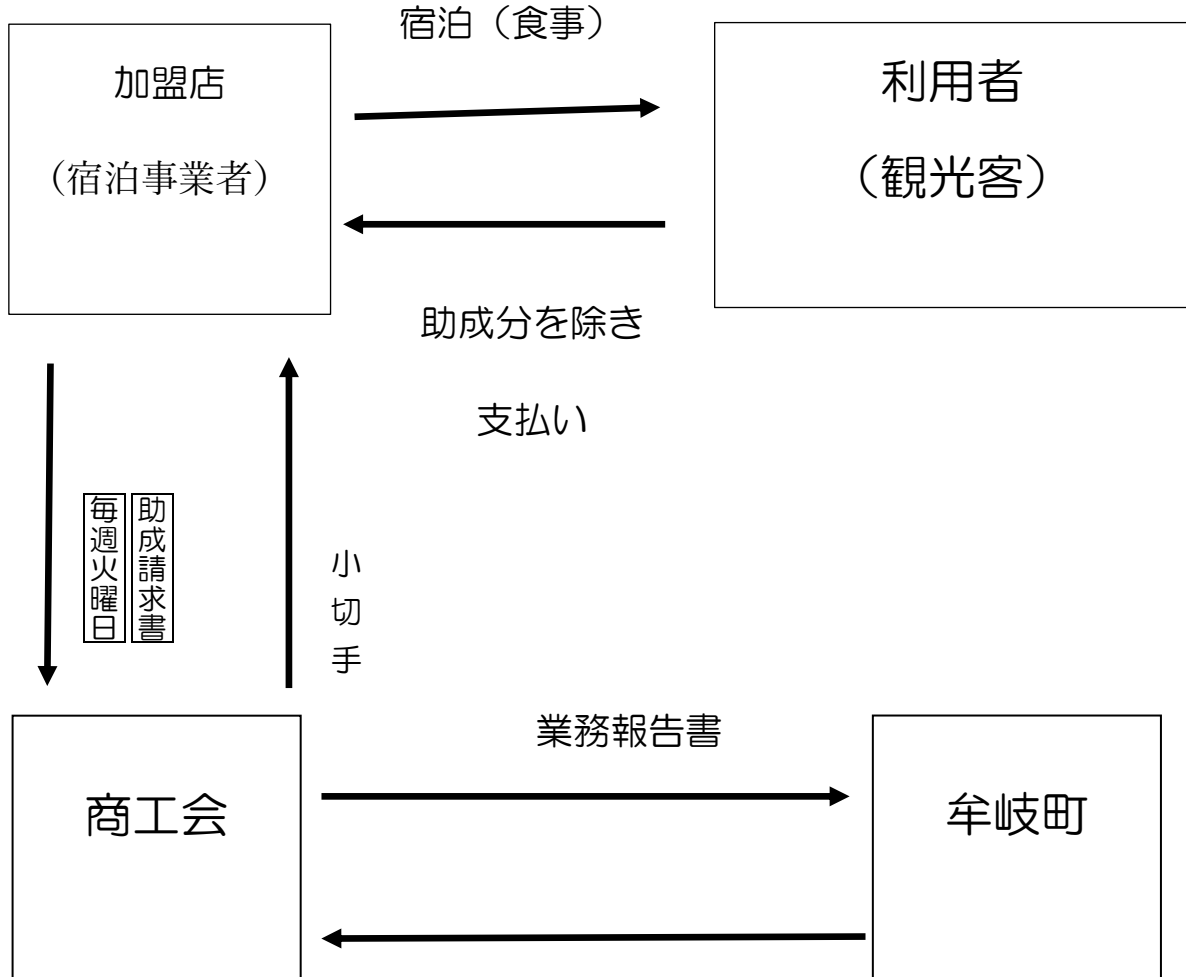
附則

この要領は、令和3年10月1日より施行する。

附則

この要領は、令和3年12月27日より施行する。

もっと牟岐町応援宿泊助成事業の流れ



業務委託

- 加盟店申請受付業務
- 助成金支払業務
- 周知チラシ作成・配布業務

もっと牟岐応援宿泊助成事業における加盟店登録申請書兼誓約書

令和 年 月 日

牟岐町商工会

会長 横尾 政明 様

申請者

法人・代表者

又は個人（事業主）⑩

もっと牟岐応援宿泊助成事業において、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、加盟店として登録したく、下記のとおり申請します。なお、申請にあたりもっと牟岐応援宿泊助成事業実施要領を遵守することに同意します。

また、取扱いに関し不正行為をしないことを誓約し、万一それが発覚した場合には相応の請求に応じることを了承し、併せて、ここに記載した内容には虚偽がないことを誓約します。

記

店舗名称	*加盟店一覧へ記載する名称を記載してください。
所在地	牟岐町大字
宿泊規模	部屋数： _____ 室      宿泊人数： _____ 人
事務担当者 氏名	
連絡先	TEL : FAX : Email :

牟岐応援宿泊助成事業に登録された事業者は下記の項目を省略できるものとする。

\*旅館業営業許可証の写し及び宿泊料金の分かる資料等を添付してください。

\*商工会会員以外の方は、事業を実施していることが分かる書類を添付してください。（事業開始届の写し等）

# 『もっと牟岐応援宿泊助成事業』 助成金請求書

牟岐町商工会  
会長 横尾 政明 殿

以下の金額を請求します。

請求金額	枚数 (利用証明書)
円	枚

\* 別途、利用証明書を添付します。

商工会に用紙はありますので、印鑑と利用証明書を持参してください。

# 『もっと牟岐応援宿泊助成事業』 助成金領収書

牟岐町商工会  
会長 横尾 政明 殿

以下の金額正に領収しました。

領収金額
円

令和 年 月 日

事業所名

代表者名



# 『もっと牟岐応援宿泊助成事業』 利用証明書

宿泊した日：令和 年 月 日 ～ 月 日

宿泊者名 (年齢)	宿泊代金 (A)	補助金 (B)	支払金額 (A-B)
( )	円	円	円
( )	円	円	円
( )	円	円	円
( )	円	円	円
( )	円	円	円
合 計			

\*補助金 (B) は上限 5,000 円/人・泊です。

上記のとおり、宿泊をしたこと及び宿泊にあたっては「GOTO トラベルキャンペーン」など他の助成金の適用を受けていないことを証明します。

令和 年 月 日

利用者氏名： \_\_\_\_\_ (自署)

利用者住所： \_\_\_\_\_

利用者連絡先： \_\_\_\_\_

宿泊施設 押印欄

\*個人情報は、もっと牟岐応援宿泊助成事業以外の目的には利用いたしません。

# 『もっと牟岐応援宿泊助成事業』一時停止に伴うキャンセル料について

宿泊予定日：令和 年 月 日 ～ 月 日

宿泊者名（年齢）	宿泊代金	キャンセル料 (A)	補助金 (B)	宿泊者 支払金額 (A-B)
( )	円	円	円	円
( )	円	円	円	円
( )	円	円	円	円
( )	円	円	円	円
( )	円	円	円	円
合 計				

\*補助金 (B) は上限 5,000 円/人・泊です。

上記のとおり、当施設の約款に基づき、キャンセル料を請求します。

令和 年 月 日

宿泊施設名： \_\_\_\_\_ (印)

\*個人情報は、もっと牟岐応援宿泊助成事業以外の目的には利用いたしません。